

1000円
以上！

最賃裁判ニュース

NO.20
2014年
6月10日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索

第15回裁判報告 次回は8月4日(月)10:30~

第5次原告団11名が追加提訴。総勢134名の原告が国を追い詰める

2011年6月30日第1次提訴から3周年。この日、新たに第5次原告団11名の追加提訴がされ、原告は134名になりました。6月9日の第15回裁判は、原告9名が参加し、傍聴支援者は74名でした。

原告陳述した自動車製造工場で期間工から正社員になったものの、リーマンショック後成果主義賃金導入で年収が100万以上激減。仕事が休みの土日にコンビニで深夜・早朝のアルバイトをしないと生活できない実態を語り、時給千円以上の判決を裁判長に訴えました。原告側弁護団が主張する「生活保護と最賃の逆転解消がされていない事実」を被告＝国は「誤りはない」と認めつつ、後半で「逆転現象は解消した」と述べる支離滅裂な被告国の書面。弁護団が厳しく追求すると、国はただ書面を読み上げるだけでまともに答えられませんでした。

※これまでの佐村裁判長が和歌山に異動し、石井裁判長(第4民事部から異動)にかわりました。

成果主義導入で100万円の年収ダウン。正社員でもダブルワークの実態

私は現在40歳、独身です。私は高校卒業後、現在の製造業の仕事につき、半年間の期間従業員を経て、正社員になりました。今は工場タイヤを組み立てるラインで働いています。

現場は3分の1以上が非正規社員で、私のラインも社員と派遣が2人ずついます。就業時間は、基本的に週5日午前8時から午後5時までですが、東日本大震災後、完全2交代制になり、隔週で午後8時から午前5時までの夜勤をしなければならなくなりました。

2005年に親会社が変わって、それまで400万円ほどあった年収が一気に300万円以下に下げられました。また、同時に成果主義賃金制度が導入され、賃金上がるかどうかは上司の評価次第になってしまい、ベースアップもなければ年功序列で賃金上がることもありません。景気がよければ残業ができるだけです。更にリーマンショックで大幅な賃金カットをされ、手取り13万円まで引き下げられたときに、これでは生活していけない、いつ死のうかと思いつめることもありました。掛け持ちできる仕事を必死に探して、今のコンビニのアルバイトを見つけたのです。

コンビニのアルバイトは、土曜日の午後10時から翌日午前8時まで、日曜日は午後5時から10時まで働いています。時給は870円で深夜が1200円、早朝が920円です。本業で平日働き、土日はアルバイトをしようと、全く休みがないため体力的にはかなりきついです。いつか体にガタがくるかもしれません。ただ、本業の方では、正社員の私を退職に追い込みたいのか、上司から毎日のように「帰れ」「やめちまえ」などと言われ、精神的にかなりきつく、このまま本業を続けていかれるのか不安です。そのため、コンビニのアルバイトも辞めるに辞められません。

今の月の収入は、本業で手取り20万円ほどです。リーマンショックの時は一律で賃金がかットされたりしてかなり厳しかったのですが、今はその時よりはよくなっています。ただ、夜勤が月10日間あって、そ



裁判直前に第5次原告11名の追加提訴がされました。

の夜勤手当約5万円がついてその金額なので、40歳の給与としてはあまりにも低いと思います。アルバイトの方は、月6～8万円ほどもらっています。

本業もいっとうなるかわかりませんので、生活費は極力減らしています。食事は一日1～2食に減らし、昼の時間は、ご飯を食べずに栄養ドリンクを飲んで昼寝をして過ごしています。夜は牛丼チェーン店などで安い牛丼を食べて帰ります。食費は1日1000円以内には抑えるようにしています。自分の今の希望はもうかれこれ10年以上使っている洗濯機や掃除機といった家電製品を買い替えることです。

数年前から本業の方で細かい備品を社員に自腹で購入させるようになったため、ライン内にあるゴミ箱のビニール袋やその他の筆記用具も自腹で購入しなければなりません。作業服は夏冬の年2回に2枚ずつ支給されますが、汚れたら自腹で上下で2300円もする作業服を月に2、3回は購入しています。

結婚や子供なんて考えたこともありません。条件として一定の収入がないとだめだろうし、自分のこともどうなるかわからないのに妻や子供を養う自信なんて持ってません。

私も正社員とはいえ安い給料でハードワークをさせられ、収入的にダブルワークをせざるを得ない状況に追い込まれ、上司からは毎日のようにいびられるなど人として扱われていないと感じながら、疲労困憊で生活し、ご飯を食べている状態です。貧困から抜け出したい、そのためには最低賃金を引き上げて賃金の底上げをするしかないと思います。裁判所におかれましては、私たち労働者の願いを真摯に受け止めていただき、公正公平な判断をされるようお願いいたします。

●「時給868円はおろか1200円でも申請すれば生活保護受給がされる事実」に国反論できず

弁護団から「時給868円で働く場合はおろか、時給1000円、1200円で働く場合であっても、生活保護の受給申請をすれば、受給がされる事実」をそれぞれのパターンに応じて、具体的な数字をあげて主張しました。にもかかわらず被告＝国が「逆転現象の解消」を公言できるのは、国の「最低賃金と生活保護とを比較する計算方法」に、著しく不合理な「5つのごまかし」があること。とりわけ、最低賃金と生活保護とを比較するに際して、勤労控除を全く考慮しないことの大きな不合理性を強く主張していました。

3ヶ月前の3月12日に上記書面が出され、本来前回の4月16日裁判で反論書を出す約束を反故にしていた被告＝国からやっと5月末に反論書が出されました主な点は以下の内容です。

- ①生活保護支給の事実について「原告らの主張を前提とする限りにおいて誤りはない」と認めた。
- ②一方、国の「最低賃金と生活保護とを比較する計算方法」を繰り返し、「乖離解消された」と強弁。
- ③そもそも生活保護と最賃は本質的差異があり「金額の多寡をもって単純に比較することはできない」、「およそ全ての労働者について賃金のみをもって確実に生活保護受給者であった場合と同様の生活費となるよう、最低賃金を定めることは最低賃金法9条3項の予定するところではない」と主張。
- ④社会環境・政策を知り尽くした厚生労働大臣に、最賃額決定における高度、広範な政策的・裁量がある。どんな「最低賃金と生活保護とを比較する計算方法」を選択するかも厚生労働大臣の裁量の範囲である。
- ⑤勤労控除を考慮しないことについて「労働政策審議会」での手続きで排除されたこと、勤労控除は生活保護の他の扶助と趣旨が違い考慮しないことは著しく不合理ではない。



報告集会で熱心に弁護団の話を聞く傍聴参加者

●弁護団が国を厳しく追及！ 被告国はまともに反論できず。書面を棒読み状態。

- ・**弁護団** :時給868円はもちろん、1200円で月173.8時間働いても、1400円でも普通のフルタイム労働者平均の155時間働いても、生活保護申請せすれば受給できる。逆転現象は解消されていないんですよ。はっきり認めてください。なのに後段で「乖離解消された」と言う。理解できません。
- ・**被告＝国**:「その主張を前提とする限り誤りはない」（と書面読み上げ）。しかし生活保護と最賃は本質的違いがあり単純に比較できない。従って厚生労働大臣の広範な裁量の範疇である。
- ・**弁護団** :全く理解ができません。最賃で働くより生活保護の方が高いのに「逆転は解消された」？
- ・**裁判長**: では次回裁判は8月4日とします。次回原告側から反論を出してください。